

茨城県独自

緊急事態宣言

茨城版コロナNext
Stage 4

感染爆発・医療
崩壊のリスクが
高い状態

実施期間：1月18日（月）～2月7日（日）

対象地域：茨城県内全域

※令和3年1月20日現在の情報です。

県内の不要不急の外出自粛要請

茨城県内全域において、**不要不急の外出・移動の自粛**が要請されておりますので、ご協力をお願いいたします。

他都道府県との不要不急の往来自粛等

緊急事態宣言が発令されている都道府県との**不要不急の往来自粛**をお願いいたします。直近1週間の陽性者が人口10万人あたり15人を超える都道府県との往来（通勤・通学含む）の際は、感染症対策を徹底するなど特に注意してください。

出勤者数の削減

テレワークを積極的に活用し、可能な限り**出勤職員数を削減**することをお願いいたします。混雑緩和のため時差出勤の活用をお願いいたします。

営業時間短縮要請等

県内**すべての飲食店**（食品衛生法に基づく飲食業の許可を受けている店舗の事業者）について、午後8時から午前5時までの間、営業の自粛をお願いいたします。

※酒類の提供は午後7時まで。テイクアウトとデリバリーは午後8時以降も営業可。

協力金の支給について

1日当たり1店舗4万円で算定されますが、詳細は下記にお問い合わせください。

《協力金に関するお問い合わせ先》

◎茨城県営業時間短縮要請および協力金問い合わせ窓口

☎029-301-5393

・受付時間 午前9時～午後5時
※当面、土・日・祝日含む

これら以外にも県独自の緊急事態措置（対策）が要請されています。詳しくは県ホームページからご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/>



新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ窓口

新型コロナウイルス感染症については、直接地域の診療所等で検査を受け、診療を受けられる体制となっております。症状があるが、かかりつけ医がない等の場合は「受診・相談センター」（竜ヶ崎保健所または県庁）に連絡してください。近隣の診療・検査医療機関のご案内があります。

受診する際は、受診前に必ず電話相談し、通院時間を決定してください。また、通院時間を厳守し、マスクを着用してください。

◎受診・相談センター（かかりつけ医がない場合等）

▶竜ヶ崎保健所 ☎0297-62-2161 《受付時間》午前9時～午後5時（平日のみ）

▶茨城県庁内 ☎029-301-3200、FAX029-301-6341 《受付時間》午前8時30分～午後10時（土、日、祝祭日含む）

◎新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口

▶美浦村保健センター ☎029-885-1889 《受付時間》午前8時30分～午後5時（平日のみ）

▶厚生労働省 ☎0120-565653、FAX03-3595-2756 《受付時間》午前9時～午後9時